

議題 1

野田市における福祉有償運送事業の実施状況について

1 移動制約者に係る外出支援施策及び福祉有償運送事業の実施状況について

(1) 移動制約者の状況

野田市における移動制約者については、平成30年4月1日現在で8,999人であったものが、令和2年4月1日現在では9,450人となっており、対前年比は、平成31年4月1日現在で2.36%増、令和2年4月1日現在で2.59%増となっています。

【移動制約者の推移】

区 分	H30年4月1日	H31年4月1日	R2年4月1日	備 考
要介護・ 要支援者	3,694人	3,902人	4,056人	要介護等状態の居宅 サービス利用者
増加率		5.63%	3.95%	
身体障がい者	3,230人	3,288人	3,234人	視覚障がい者及び肢 体不自由者、内部障が い者で3級以上の方
増加率		1.80%	△1.64%	
知的障がい者	844人	870人	908人	重度・中度の知的障が い者
増加率		3.08%	4.37%	
精神障がい者	1,231人	1,151人	1,252人	精神障害者保健福祉 手帳の所持者
増加率		△6.50%	8.77%	
合 計	8,999人	9,211人	9,450人	—
増加率		2.36%	2.59%	

※増減率は前年度との比較

(2) 外出支援施策の利用者及び福祉有償運送事業の利用登録者について

野田市及び社会福祉協議会が外出支援施策として実施している福祉タクシー券の交付及び福祉カー貸出事業の利用者については、令和2年4月1日現在で5,319人、さらにNPO法人による福祉有償運送事業への利用登録者が897人で合計6,216人の方の輸送手段が確保されており、対前年比は、平成31年4月1日現在で3.40%増、令和2年4月1日現在で12.92%増となっており、外出支援施策及び福祉有償運送事業の利用者や利用登録者が着実に増加し

ていることが分かります。

【外出支援施策の利用者及び福祉有償運送事業の利用登録者】

区 分		H30年4月1日	H31年4月1日	R2年4月1日
外出支援施策の利用 (登録)者	福祉タクシー券登録者 (要介護等状態)	2,611人	2,746人	3,178人
	増加率		5.17%	15.73%
	福祉タクシー券登録者 (障がい者等)	1,548人	1,645人	1,771人
	増加率		6.27%	7.66%
	福祉カー貸出利用者	339人	253人	370人
	増加率		△25.37%	46.25%
	計 (A)	4,498人	4,644人	5,319人
	増加率		3.25%	14.53%
	福祉有償運送事業 の利用登録者 (B)	826人	861人	897人
増加率		4.24%	4.18%	
合 計 (A+B)	5,324人	5,505人	6,216人	
増加率		3.40%	12.92%	

※外出支援施策の利用者は前年度中における利用者数を掲載

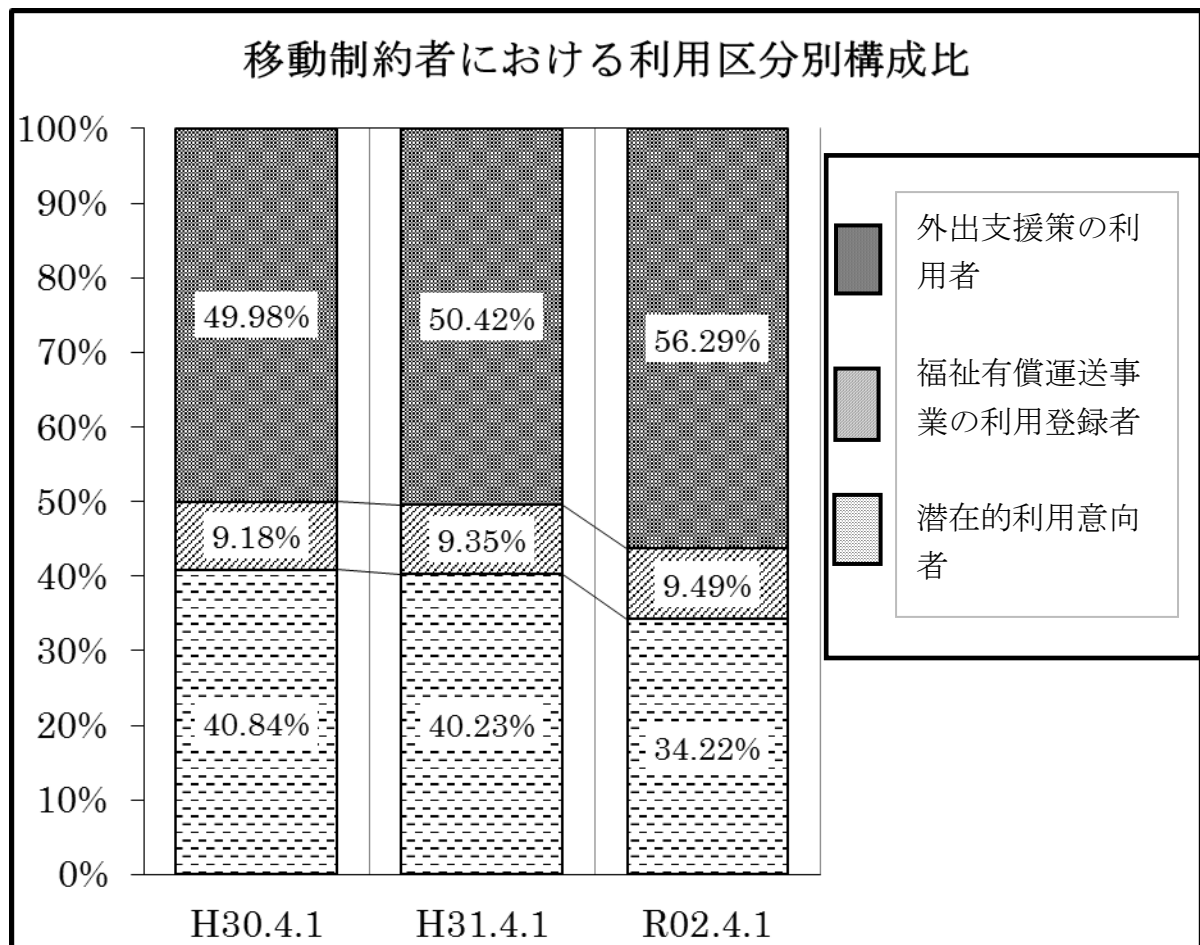
(3) 潜在的利用意向者の推移について

上記(2)で示したとおり外出支援施策及び福祉有償運送事業の利用者や利用登録者が着実に増加していますが、その一方で潜在的利用意向者(移動制約者であるが、外出支援施策の登録者でもなく、福祉有償運送事業の利用登録者にもなっていない方)も平成30年4月1日現在の3,675人から令和2年4月1日現在の3,234人と減少しております。

そうした中、移動制約者に占める潜在的利用意向者の構成比では、平成30年4月1日現在で40.84%であったものが、令和2年4月1日現在で34.22%に減少しておりますが、依然として潜在的利用意向者が3を超えている状況であることから、現在実施している福祉有償運送の継続は不可欠であると考えております。

【移動制約者における潜在的利用意向者の推移】

区 分	H30年4月1日	H31年4月1日	R2年4月1日
移動制約者	8,999人	9,211人	9,450人
外出支援施策の利用者 (再掲)	4,498人	4,644人	5,319人
構成比	49.98%	50.42%	56.29%
福祉有償運送事業 の利用登録者(再掲)	826人	861人	897人
構成比	9.18%	9.35%	9.49%
計	5,324人	5,505人	6,216人
構成比	59.16%	59.77%	65.78%
潜在的利用意向者	3,675人	3,706人	3,234人
構成比	40.84%	40.23%	34.22%



2 平成29年度から令和元年度における福祉有償運送事業の実施状況について

(1) 登録事業者

福祉有償運送事業者については、現在、次の事業者となっております。

名 称	初回登録年月日	登録期間	車両台数
NPO法人 なのはな会	平成18年7月12日	令和2年7月11日まで	福祉車両4台 セダン等一般 車両5台
一般社団法人 美来	令和元年5月27日	令和3年5月26日まで	福祉車両1台 セダン等一般 車両1台

(2) 福祉有償運送事業の利用状況

平成30年度から令和1年度における延べ利用回数を比較すると、福祉車両で421回（減少率＝42.3％）の減少、セダン等一般車両で130回（減少率＝8.7％）の減、全体では、551回（減少率＝22.2％）の減少となっております。また、利用車両別の構成比を見ると、セダン等一般車両の利用率が約70％を占めており、手軽に利用できるセダン等一般車両の利用意向が高いことが分かります。

なお、一人当たり延年間利用回数を見てみると、一人1か月で1回は利用しておらず、減少傾向にあることから、今後は需要の掘り起こしが必要であると考えております。

【福祉車両】

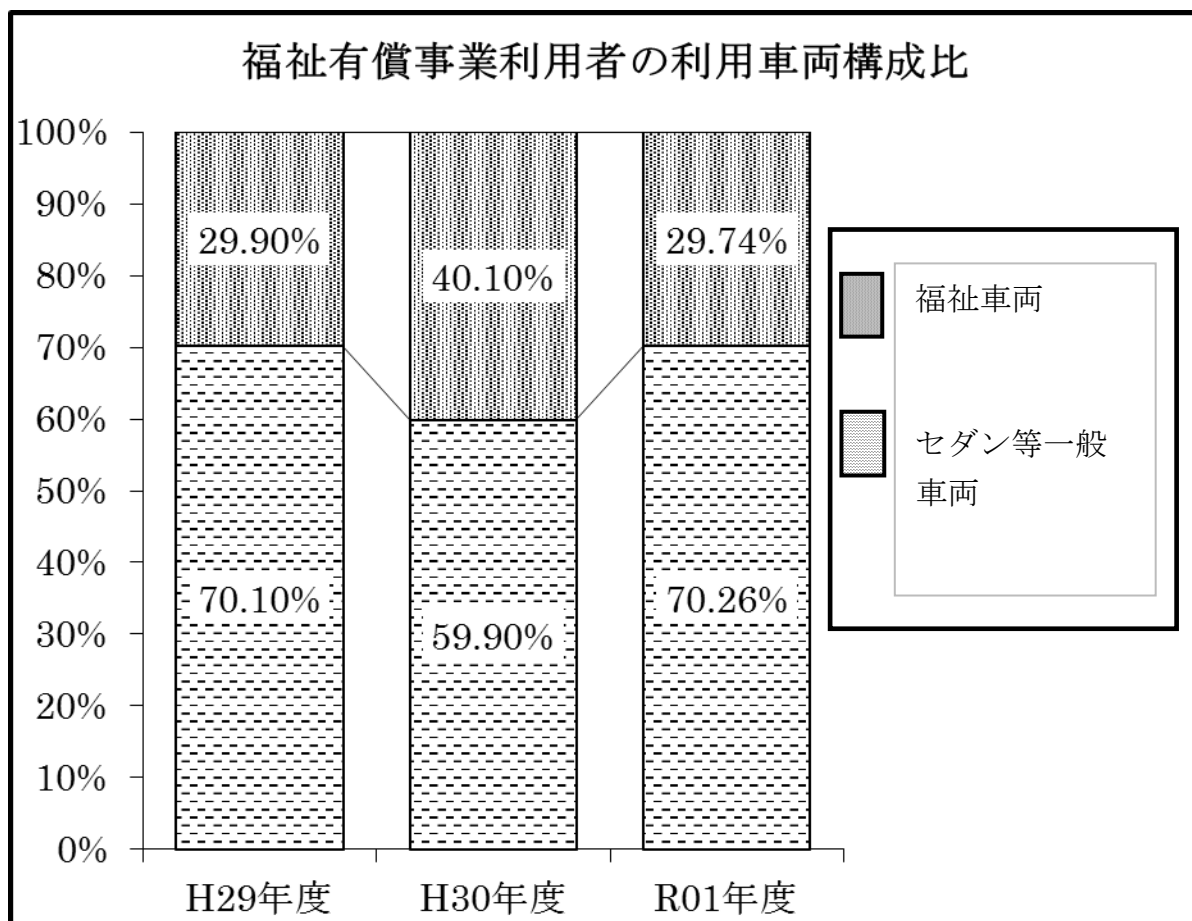
区 分	H29年度	H30年度	R1年度	H30-R01年度比 減少回数（減少率）
延年間利用回数	773回	995回	574回	421回（42.3％）
一人当たり 延年間利用回数	0.94回	1.16回	0.64回	0.52回（44.8％）

【セダン等一般車両】

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	H30-R01年度比 減少回数（減少率）
延年間利用回数	1,812回	1,486回	1,356回	130回（8.7％）
一人当たり 延年間利用回数	2.19回	1.73回	1.51回	0.22回（12.7％）

【全体】

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	H30-R1年度比 減少回数（減少率）
延年間利用回数	2,585回	2,481回	1,930回	551回（22.2%）
一人当たり 延年間利用回数	3.12回	2.88回	2.15回	0.73回（25.3%）



3 近隣市における福祉有償運送事業の登録事業者等 (令和2年3月現在)

市名	福祉有償運送事業者			タクシー事業者		
	事業者数	所有台数		事業者数	所有台数	
		福祉車両	セダン等		福祉車両	セダン等
松戸市	7	11	36	10	11	437
柏市	11	13	45	10	1	362
流山市	6	6	101	2	0	46
我孫子市	6	14	31	5	1	122
鎌ヶ谷市	2	12	4	2	0	110
野田市	2	5	6	4	0	64

■参考

1 福祉有償運送の定義

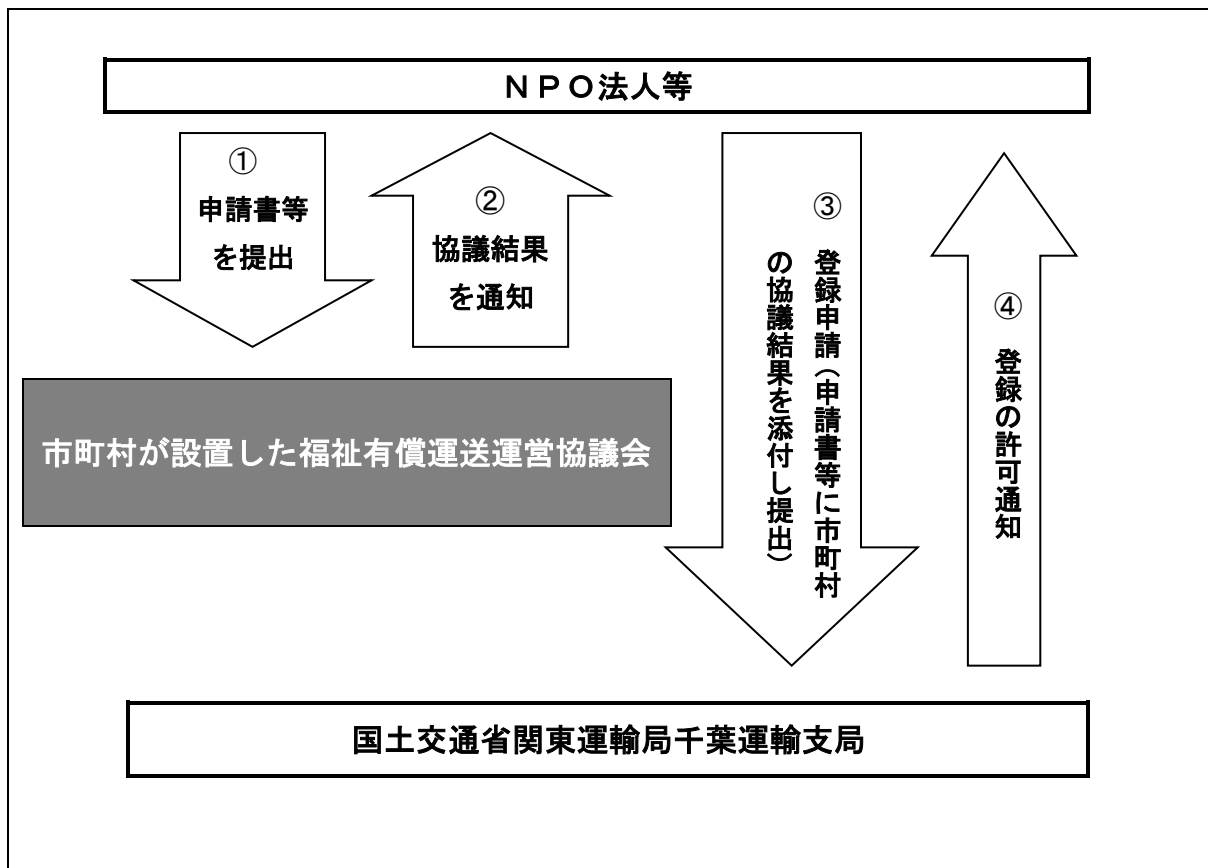
福祉有償運送とは、バス等の公共交通機関によって要介護等認定者や障がい者など、移動制約者の輸送サービスが十分に確保できないと認められた場合、NPO法人等が道路運送法第79条の2に基づく登録を行った上で、自家用自動車を使用して営利とは認められない対価（実費の範囲内）で当該法人等の会員の通院や通所等について個別輸送サービスを行うことをいいます。

なお、株式会社などの営利法人が有償で運送を行う場合（乗合・貸切バス、タクシー）は、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業）や同法第43条（特定旅客自動車運送事業）の許可が必要となりますが、施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護等認定者の送迎については、自家用輸送であることが明確である場合（ガソリン代等実費相当分のみを徴する場合も可）に限り、道路運送法に基づく許可や登録は不要となります。

2 福祉有償運送事業を実施するための手続

福祉有償運送事業を実施するに当たっては、市が設置する運営協議会においてその必要性や対価等について協議が調うことを要件としており、実施可能なNPO法人等であると認められた場合には、国土交通省運輸支局に登録を行うこととなります。

【登録までの流れ】



3 福祉有償運送事業を実施するための要件

(1) 必要性の判断

市内の輸送の現状に照らしてバス等の公共交通機関のみでは、移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められることが必要であり、市及び市が設置した運営協議会では、移動制約者の人数、バス等の公共交通機関及びボランティア輸送の状況等を勘案して福祉有償運送事業の必要性を判断することになります。

(2) 運転者の要件

運転者は、普通第2種免許を所持していることが必要ですが、これを所持していない場合には、普通第1種免許を所持し、過去2年間に運転免許停止処分を受けておらず、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習会を受講していることが必要となります。

また、セダン等一般車両を運転する場合には、運転手は国土交通大臣が認定する講習会を受講した上で、さらに国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了済みであるか、介護福祉士の資格が必要となります。

(3) 登録期間

登録日からは原則2年間（更新の際、有効期間内に重大な事故がない場合等は3年）

(4) 管理運営体制

運行管理及び指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応、苦情処理に係る体制、その他安全の確保並びに利用者の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることが必要となります。

なお、野田市では、独自に福祉有償運送運営協議会運営指針（以下「ガイドライン」とします。）を作成し、四半期ごとに運送状況を始め運行記録や利用会員名簿等の提出を求めるなど、市が運営状況を常に把握する体制を取っております。また、運転者が要介護等認定者や障がい者等の対応に精通しているとは限らないことから、福祉有償運行マニュアル（以下「運行マニュアル」とします。）も作成し、運転者の心構えや接遇などについて指導及び徹底を図っております。

(5) 運送の対象者

要介護等認定者及び身体障がい者並びにその他単独では公共交通機関の利用による移動が困難であって、あらかじめ福祉有償運送事業者に会員登録をしている者

(6) 利用できる車両

乗車定員が11人未満の自家用自動車であること。

① 乗車車両

- ・ 車いす又はストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台などの特殊な設備を設けた自動車
- ・ 回転シート又はリフトアップなど乗降を容易にするための装置を設けた自動車

② セダン等一般車両（貨物運送に供する自動車を除く。）

(7) 損害賠償保険

使用車両の全てが対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険又は共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入することが必要です。

(8) 運送の対価

営利に至らない範囲（タクシーの上限運賃のおおむね1/2を目安）として運営協議会で判断します。

(9) 法令遵守

登録を受けようとするNPO法人の役員が道路運送法第7条の欠格事由に該当する者でないこと。